

詳しくはガイドライン本編を
ご参照ください



環境表示ガイドライン
(本編)

二次元コードを読み取る、
または「環境表示ガイドライン」
を検索



「環境表示を見て、知って、選ぼう！」
Youtube動画公開中

二次元コードを読み取る、
または「環境表示を見て、知って、
選ぼう！」を検索

お問い合わせ

環境省 大臣官房 環境経済課 環境表示ガイドライン担当

TEL : 03-5521-8229

FAX : 03-3580-9568

E-MAIL : GPL@env.go.jp

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における
「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイ
クルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

環境表示ガイドライン

～令和8年3月改定版のポイント～

信頼される環境表示のつくり方



本リーフレットは、望ましい環境表示を目指す上で必要な環境情報提供のあり方についてまとめた「環境表示ガイドライン（令和8年3月改定）」の概要版です。事業者の皆様には、本リーフレット及びガイドライン策定の趣旨を御理解いただき、消費者にわかりやすい適切な環境表示に取り組んでいただきますようお願いいたします。



適切な環境表示のポイント



POINT 1

- ▶ あいまいな表現や環境主張は行わないこと

(例)

× 単独で使用できない表現例 ○ 望ましい表現例

- ・ 環境に安全
- ・ 環境にやさしい
- ・ 地球にやさしい
- ・ 無公害

- ・ 製品本体に再生プラスチック70%使用
- ・ 年間消費電力量を約5%削減
- ※当社従来品▲▲と比較

※環境表示ガイドライン（本編）該当ページ：P14,15-20

POINT 2

- ▶ 環境主張の内容に説明文を付けること

環境主張の根拠となる内容が説明されているか確認

(例)

○×社はプラスチック削減に取り組んでいます

従来品の同製品よりもボトル（キャップ、ラベル除く）のプラスチック重量を5g減らし、再生材料を70%以上配合しました

※環境表示ガイドライン（本編）該当ページ：P14,15,21-26

POINT 3

- ▶ 製品のライフサイクル全体を考慮すること

主張しようとする環境改善が、重大なトレードオフをもたらさないか確認

(例)

バイオプラスチックの使用とトレードオフ

主張しようとする環境改善

食料資源（化石資源の代替） → バイオマスプラスチック → 焼却

食糧との競合 無理な土地改変

確認を行う

※環境表示ガイドライン（本編）該当ページ：P14,15,26-27

POINT 4

- ▶ 環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能で、情報にアクセスが可能であること

(例)

製品パッケージに二次元コード等を付し、環境主張を裏付けるデータや評価方法に容易にアクセスできるようにする

業界初！包装の約10%にバイオマス原料を使用

2025年10月1日現在国内で販売されている豆腐において、当社調査によるバイオマス度は14C法によるバイオベース炭素含有率を測定

※環境表示ガイドライン（本編）該当ページ：P14,16,28-29

POINT 5

- ▶ 製品又は工程における比較主張はLCA評価、数値等により適切になされていること

カーボンフットプリント表示ガイドやISO14067に準拠した算定を実施できているか等を確認

(例)

百分率（%）か絶対値で比較し、製品の改善と包装の改善は別個に主張する

カーボンフットプリントを前身機より約25%削減しました

カーボンフットプリント XX kg-CO2e 1製品あたり

算定対象は 原材料調達～廃棄・リサイクル▼算定報告書はこちら

プラスチック使用量を減らしました（削減量：本体10g、包装5g）

※当社従来品▲▲と比較

※環境表示ガイドライン（本編）該当ページ：P14,16,29-31



ISOの環境ラベルに関する規格



各国の代表的標準化機関から成るISO（International Organization for Standardization：国際標準化機構）では、環境ラベルを3つのタイプに分けて規格を制定しています。

エコラベル (旧タイプⅠ) (ISO14024)	自己宣言環境主張 (旧タイプⅡ) (ISO14021)	環境製品宣言 (旧タイプⅢ) (ISO14025)
特徴 第三者認証による環境ラベル	特徴 事業者の自己宣言による環境主張	特徴 製品の環境負荷の定量的データの表示
内容 ・ 第三者実施機関によって運営 ・ 製品・サービスのライフサイクルを考慮した基準策定 ・ 事業者の申請に応じて審査して、マーク使用を認可	内容 ・ 製品における環境改善を市場に対して主張する ・ 製品やサービスの宣伝広告にも適用される ・ 第三者による判断は入らない	内容 ・ 合格・不合格の判断はしない ・ 定量的データのみ表示 ・ 判断は購買者に任される

環境表示ガイドラインでは、主に自己宣言環境主張（旧タイプⅡ）について説明しています。

環境表示ガイドラインは、主に自己宣言により環境表示を行う事業者等を対象とし、国際規格である ISO/JIS Q14021 に準拠することを求めています。まずは「5つの基本項目」（左ページPOINT1～5参照）に取り組み、さらなる信頼の確保に向け、ISO/JIS Q14021への準拠や推奨事項に取り組むことが望まれます。



「企業姿勢」や「イメージ広告」等に関する環境表示も対象



本ガイドラインは、景品表示法の対象となる環境表示に加え、商品または役務の取引に直接関係しない「企業姿勢」や「イメージ広告」、「銘柄名」、「ブランド名（製品名及びシリーズ名、企業名）」に関する環境表示も対象です。



環境表示ガイドライン本編を参照し
表示の点検・見直しに活用しましょう！

グリーン・ウォッシュにならないために

環境表示ガイドラインは、環境表示に関する国際規格への準拠を基本的な考え方としつつ、最新のグリーン・ウォッシュ対策の国際的な動向を踏まえて改定しており、本ガイドラインへの準拠は、グリーン・ウォッシュを防ぐ強力かつ有効な対策となります。一方で国際的な規制も強化されつつあるため、こうした動向をウォッチして自社の表示内容を継続的に再評価し、必要に応じて更新していくことが望まれます。